電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「（平成二十五年度」を「（平成二十六年度」に改める。

附則第四条中「表の下欄」を「同表の下欄」に改める。

附則第五条中「規定に規定する」を「項に規定する」に、「表の下欄」を「同表の下欄」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二　東京電力株式会社福島第一原子力発電所第五号機及び第六号機に係る特例）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第五号機及び第六号機については、当該施設が廃止された場合においても、当分の間、第九条第二項、第十条第七項及び第十一条第五項の規定にかかわらず、当該施設が廃止された日の属する会計年度の翌年度以後の期間は、これらの項に規定する算定の対象となる期間とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第一項第一号イ	平成二十五年八月末日
毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日	当該年度の九月一日
当該年度の基準日の属する月の前々月の末日の翌日	毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日における
第十一条第一項第十一号	
申請年度の前々会計年度	平成二十四年度
申請年度の前会計年度の末日までの期間	平成二十五年度の末日までの期間
申請年度の末日までの期間	平成二十六年度の末日までの期間
別表第八表（二）第一号	
交付年度の前々会計年度	平成二十四年度
別表第八備考第十六号	
前々会計年度	平成二十四年度
別表第十六備考第六号	
前々会計年度	平成二十四年度

附　則

この告示は、平成二十六年一月二十二日から施行する。

○文部科学省経済産業省告示第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十二日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

広報・調査等交付金交付規則の一部を改正する告示

広報・調査等交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第四号機」を「第六号機」に改め、同条第三項第一号」を削り、「これらの規定に規定する」を「第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事業に係る」に、「、同条第二号及び同条第三号」を「及び第二号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年一月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第五十一号

宮城県から宮城・仙台ヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置の目的　宮城県内の防災活動等に資するため（非公共用）

二　申請者の氏名及び住所　宮城県　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　宮城・仙台ヘリポート　宮城県宮城郡利府町　北緯三十八度二十分四十五秒　東経百四十度五十六分十三秒（標高九十・〇メートル）

四　空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　空港等予定地　宮城県宮城郡利府町菅谷字孝行松下十四番十三ほか一筆

ロ　空港等予定地の所有者の氏名及び住所　宮城県　宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

五　空港等の種類及び滑走路の強度

イ　空港等の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度　全備重量の十一トンに耐える強度

六　空港等の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積二万三千四百二平方メートル）

七　着陸帯　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十五メートル　幅二十メートル）

八　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

九　進入表面　第二図のうち、着陸帯の二辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

十　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の二辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

十一　水平表面　第二図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

十二　空港等の施設の概要

イ　滑走路

(1) 長さ　二十五メートル

(2) 幅　二十メートル

(3) 方位　北三百五十四度十七分二十一秒東（真方位）

(4) 舗装の種類　セメントコンクリート舗装

ロ　誘導路

(1) 延長　十九メートル

(2) 幅　九メートル

(3) 舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ハ　エプロン

(1) 面積　三千四百七十一平方メートル

(2) 舗装の種類　セメントコンクリート舗装及びアスファルトコンクリート舗装

ニ　その他

(1) 飛行場標識施設　一式

十三　設置予定の航空保安施設の概要　航空灯火　一式

十四　供用開始の予定期日　平成二十八年十月一日